

金融機関が考える「本人による預金の払戻しが行えなくなる懸念」について

2025 年 11 月 4 日

全国銀行協会（事務委員長行 三井住友銀行）

【懸念点】

事理弁識能力が不十分であることに加えて、保護の必要性を法定後見の開始の要件とした場合において、保護の必要性がなくなったとして法定後見が取り消されたとき（いわゆる「終われる後見」）は、本人は、事理弁識能力が不十分であるにもかかわらず保護者による支援を受けることができなくなるため、金融機関での預金の払戻等の生活の基本に関する取引が行えなくなる等、日常生活に支障を来すことが懸念される。

具体的な事例としては、以下の場面が想定される（以下「**想定ケース**」という。）。

高齢のお客さま（以下「**本人**」という。）が金融機関に来店し、日常の生活費に充てるために預金の払戻しを希望したところ、窓口での手続において、その判断能力に疑義があるように思われたため出金を謝絶。

金融機関から本人に対し、法定後見を利用いただきたい旨を案内するも、本人は、「（保護の必要性がなくなったとして）法定後見が取り消されたばかりであるため、一人で払戻しを受けられるはずである。再び法定後見を利用することは考えていない。」として、これを拒絶した場合。

「想定ケース」において、金融機関としては、事理弁識能力が不十分な者（預金の払戻しに現在の法定後見の利用が必要と考えられるような判断能力にとどまる者）に対する預金の払戻しは謝絶せざるを得ないため、本人は、日常生活に必要な資金の払戻しを受けることができなくなり、日常生活に支障を来すことが懸念される。

なお、このような場合には、再び法定後見の開始を請求すれば解決できるとする考え方もあり得るが、それでは、保護の必要性を新たに法定後見の開始の要件とし、「終われる後見」を新設しようとする今回の法改正の趣旨に必ずしも沿わないと考えられる。

そこで、「想定ケース」のような場合において、金融機関として、本人からの預金の払戻しに安心して応じることができる（法的な手当てを要しない）預金商品の設計を検討する必要があると考えられる。

【検討すべき論点】

1. 預金取引の無効やトラブル発生懸念について

これまでの部会での議論においては、本人による預金取引が民法3条の2により無効であると判断されるリスクは僅少であろうという意見が示されたと認識している。

<リスクが僅少である理由>

- ・ 小口の生活費のための出金であれば、本人が無効主張することは法的には「おか

しい」と考えられ、そもそも「取引が無効となる懸念」は存在しない。

- ・ 本人が預金の払戻請求書に必要事項を記載できていれば、その後、本人が意思能力の欠如を主張するのは困難である。
- ・ 本人がお金であることを認識して現金を受け取っている時点で意思能力がないとはいえない。

ただし、上記の指摘が想定ケースのような場合においても妥当するかは判然としない（実務上、トラブルが発生するのは、本人よりも家族等の周囲の人間による主張が起点となることが多い。）。また、仮に裁判になった場合には、敗訴懸念はもちろんのこと、トラブルの発生や応訴自体が金融機関にとっては大きな負担となるため、そもそも当該負担を回避する観点から、預金取引自体を見合わせる金融機関が出てくる可能性がある。そうすると、本人による円滑な預金の払戻しができなくなり、その日常生活に支障を来すことが懸念される。

2. 特定預金商品と「日常生活に関する行為」（民法9条ただし書）について

以上のような懸念を解消し、金融機関が安心して本人からの払戻請求に応じることができ、本人の自由な意思決定を尊重するためのものとして、保護の必要性がないとして法定後見が取り消された本人を預金者とする特定の預金商品（以下「**特定預金商品**」という。）を設けることが考えられる。

(1) 特定預金商品に係る口座からの本人による払戻しの効力

特定預金商品は本人が日常生活を営む上で通常必要な資金の払戻しのみに用いられるとすること等により、特定預金商品に係る口座からの本人による払戻しは、民法9条ただし書の「日常生活に関する行為」に当たると整理することが考えられる（「日常生活に関する行為」への該当性の検討は、後記(2)参照）。

この点、民法9条は成年被後見人に関する規定であり、法定後見が取り消された者に直接には適用されない。

しかしながら、民法9条の対象となる成年被後見人も、想定ケースにおける本人（事理弁識能力は不十分であるものの保護の必要性がなくなったとして法定後見を取り消された者）も、事理弁識能力が不十分であるという点においては共通していることから、事理弁識能力が不十分な者の日常生活に支障を来さないようにするという民法9条ただし書の趣旨は、想定ケースにおける本人にも妥当するといえる。そうだとすると、特定預金商品に係る口座からの本人による払戻しが「日常生活に関する行為」に当たると整理できる場合には、同規定の趣旨及び法意や、上記1.で示された考え方を踏まえると、特定預金商品に係る口座からの本人の払戻しが民法3条の2により無効であると判断されるリスクは、より僅少であると考えられる。

このように考えられれば、金融機関としては、特定預金商品に係る口座からの本人の払戻しに安心して応じることができることとなり、事理弁識能力は不十分であるものの保護の必要性がなくなったとして法定後見を取り消された本人の安定的な日常生活

を確保することができると考えられる。

(2) 特定預金商品の「日常生活に関する行為」該当性

特定預金商品に係る口座からの本人による払戻しを「日常生活に関する行為」である
と整理するためには、払戻金額等について、どのような要件が必要かを踏まえて特定預
金商品を設計する必要があると考えられる¹。

3. 預金商品の実現に向けた手当について

上記2. に記載したような預金商品を設けるにあたり、その取引が「日常生活に関する
行為」に該当すると示すためには、金融機関において約款等にその取引の性質を規定する
だけでは不十分であり、何かしらの手当がなされる必要があると考える。

具体的には、法制審議会民法（成年後見等関係）部会での協議・動向を踏まえ関係省庁
等により示される考え方または業界団体による申し合わせ事項等に沿った対応を行うと
することも想定される。もっとも、このような場合であっても、どのような要件・中身な
のかについてはやはり検討が必要となるため、どのような内容が考えられるかご意見賜
りたい。

以 上

¹ 一般に、民法9条ただし書の「日常生活に関する行為」とは、民法761条の「日常の家事」と同様
に、本人が生活を営む上で通常必要な行為をいい、「日常生活に関する行為」の範囲と認められる預金の
金額は、個々の事案によって異なるものの、本人の職業、資産、収入、生活の状況や払戻しの目的等のほ
か、預金の払戻しの性質等を総合的に考慮した上で、本人の保護とともに、自己決定の尊重及び取引の安
全の観点にも十分に配慮して判断することが必要とで考えられている（小林昭彦＝大鷹一郎＝大門
匡編『新しい成年後見制度〔新版〕』99頁）。